

第1章 対策の考え方

第1節 策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測態勢の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずる恐れのある震度6以上と予想される「強化地域」（6県170市町村）が指定された。その後、平成14年4月24日に、東海地震に関する最新の研究成果をもとに、震度6弱以上と予想される新たな「強化地域」（8都県263市町村）の見直しが行われた。

羽村市の地域は、東海地震が発生した場合、震度5強から震度5弱程度と予想されることから、「強化地域」として指定されなかったため、市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は、義務付けられていない。

しかし、震度5強から震度5弱程度の揺れであっても、局地的にかなりの被害が発生することが予想されるとともに、市は都の西南部に位置し神奈川県などの強化地域に隣接しているところから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、市防災会議は「東京都地域防災計画 震災編第5部 東海地震災害事前対策」（平成15年12月24日）を踏まえ、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、羽村市地域防災計画（震災編）の付編として「警戒宣言に伴う対応措置」を修正するものである。

第2節 基本的な考え方

本計画は、次の考え方を基本に制定したものである。

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、羽村市の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、
 - (1) 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
 - (2) 東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、東海地震注意情報発令時やこれに基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合に実施すべき対策も盛り込む。
- 3 東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識のなかに、より浸透するための支援策等を講じる。
- 4 この計画に記載のない東海地震災害の予防対策及び応急対策については、地域防災計画

(震災編)で対処する。

- 5 羽村市の地域は、強化地域でないところから、大規模地震対策特別措置法が適用されな
いため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。
- 6 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施に当たり十分
配慮するものとする。
 - (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則とし
たが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、別個に対応をとることとする。
 - (2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があることから、人命の安全の確保
を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。
 - (3) 東海地震が発生した場合、市の予想震度は、ほとんどの地域で震度5弱、一部震度5
強の地域があるところから、震度に応じた対策を講ずることとする。
 - (4) 市及び関係防災機関並びに隣接市町等と関連を有する対策については、事前に調整を
図るものとする。

第3節 東海地震に関する事前対策の体系

大規模地震対策特別措置法が定める東海地震の強化地域に係る事前対策の体系は、概ね次
のとおりである。

羽村市は強化地域外であるが、「警戒本部」に代え「災害対策本部」の設置等、これに準じ
た対策を講ずるものとする。

